

査 答 申 第 7 8 号

令和 7 年 3 月 7 日

答 申

生駒市長 小紫 雅史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会 長 金谷 重樹

令和 6 年 9 月 2 7 日付け「生健第 3 6 0 号」で諮問のありました事案について下記の
とおり答申します。

記

審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

理 由

第 1 審査請求の趣旨

生駒市長が、審査請求人に対し、令和 6 年 7 月 2 2 日付け「生健第 2 3 5 号」でした
処分を取り消し、開示する。

第 2 事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が生駒市長(以下「市長」という。)に対し、個人情報の保護
に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号)に基づいて、「令和〇年〇〇月〇〇日開催

分のうち、審査請求人に係る、生駒市予防接種健康被害調査委員会議事録」(以下「本件行政文書」という。)の開示を請求したところ、市長が本件行政文書に記録されている情報の一部を不開示とする決定(以下「本件処分」という。)をしたので、審査請求人が、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、本件処分のうち不開示とした部分を取り消し、開示を求めるものである。

2 前提事実等

(1) 個人情報の保護に関する法律

個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)第78条第1項は柱書で「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる情報(以下この節において『不開示情報』という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、

第6号で「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」と定め、

第7号は柱書で「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」と定め、ホで「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」を掲げている。

(2) 予防接種健康被害救済制度

予防接種法(昭和23年法律第68号)第15条及び疾病・障害認定審査会令(平成12年政令第287号)は、予防接種を受けた者が疾病にかかり死亡等した場合において、当該死亡等が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働

大臣が、疾病・障害認定審査会の意見を聴いた上で、認定した場合には、市長村長が死亡一時金等の給付を行うこととしている。

生駒市予防接種健康被害調査委員会は、予防接種法、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について（各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通知 昭和52年3月7日付け衛発第186号）及び生駒市予防接種健康被害調査委員会条例（平成24年10月条例第40号）に基づいて設置され、市長の求めに応じ、生駒市が実施した予防接種による健康被害の事例に関し、医学的な見地から必要な事項を調査審議し、市長に報告することを任務とし（同通知第10の2及び同条例第2条）、市長は当該報告書及び議事録を、奈良県を経由して、厚生労働大臣に提出することとされている。

（３）市長が不開示とした情報

本件処分において市長が不開示とした情報は、審査請求人による予防接種法に基づく予防接種健康被害救済給付請求に係る、令和〇年〇〇月〇〇日に開催された、生駒市予防接種健康被害調査委員会の会議の議事録に記録されている委員の発言の一部である。

（４）市長が不開示とした理由

不開示とした情報は、

ア 市の附属機関における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ

イ 市の附属機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

があるため、個人情報保護法第78条第1項第6号及び第7号ホに定める不開示情報に該当する。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

本件処分で市長が不開示とした情報は個人情報保護法第78条第1項第6号及び第7号ホに定める不開示情報に当たるかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(審査請求人)

ア 厚生労働省の審議会の開示請求では、(議事録が)きちんと開示されている。

イ 救済制度を申請されている方で(生駒市で、議事録が)開示された方がいる。

ウ 奈良県内の他の市町村の調査委員会の開示請求では、(議事録が)きちんと開示されている。

ワクチン後遺症患者会の会員の聞き取りによると、大和高田市や安堵町では委員名のみ不開示で、他は開示されている。

兵庫県や大阪府の某市でも委員名のみ不開示で、他は開示されている。

エ 議事録の内容は私の個人情報であり、命に関わることであり、この情報公開制度が適正に運用されているとは思えない。

(市長)

ア 調査委員会の議事録は、各委員による健康被害救済申請に係る疾病について診療録等から、予防接種との因果関係及び調査に係る資料や検査等について自由で率直な意見交換や助言等が記述されている記録である。

当該委員会は、会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生じると認められるため非公開としている。

イ 審査請求人は、奈良県内の他市町村の調査委員会の開示請求ではきちんと開示されていると主張するが、当市が調べたところにおいては、ほぼ議事録の開示請求は無く、開示請求があった市町においても全部開示ではなく、委員名を不開示とする一部開示とされていた。

ウ 審査請求人は、厚生労働省の審議会の議事録についてきちんと開示されていると主張するが、開示請求した者が審議会委員に対して直接意見等を求めることは

非常に困難であるのに対し、（審査請求人に係る）生駒市予防接種健康被害調査委員会については、既に（審査請求人に対して）委員名簿を開示しているため、市内において開業されていたり、また市内近隣に勤務されているため審議の内容を全て開示することで、調査内容に疑念を抱き委員会での発言の詳細を確認するため委員の所属機関に直接出向いたり、電話等で説明を求めたりすることで、委員の日常業務や私生活にも支障をきたし今後の委員選出にも影響を及ぼすおそれがある。さらに委員自身が圧力や干渉等を避けるため、率直に意見を述べることを控えたり、その結果として正常な審議がされなくなるなど、委員会における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、昨今は SNS 等の普及により、インターネット上に既に情報開示した内容を公開する事例が見受けられ、情報発信者の主観とともに流布される可能性が高くなっていることから、発言者の氏名の開示、発言内容の開示については慎重に判断する必要がある。また、その事案から委員の所属機関等への誹謗、中傷や不当な圧力が加えられる可能性が非常に高い。

したがって、本件処分が不開示とした情報は個人情報保護法第 7 8 条第 1 項第 6 号及び第 7 号ホに定める不開示情報に当たる。

第 4 当審査会の判断

- 1 審査請求人が厚生労働大臣に対してした予防接種健康被害救済給付請求に係る疾病・障害認定審査会の感染症予防接種審査分科会（以下「本件厚生労働省分科会」という。）の構成員は 11 名であるのに対し、生駒市予防接種健康被害調査委員会は 5 名の委員で構成されている。
- 2 生駒市予防接種健康被害調査委員会各委員の発言につき、その委員名とともに調査・審議過程における発言の内容をも開示した場合、委員が、開示を受けた者から、受忍限度を超える不満や抗議等の声を受けることや SNS 等を介して誹謗中傷にさらされることを危惧し、率直な発言を躊躇し、その結果、適切な調査・審議ができなくなるおそれがある。

本件厚生労働省分科会の議事録でも、各委員の発言につきその委員名が不開示とされているのは、その趣旨に出でたものと解される。

- 3 厚生労働省分科会については、各委員の発言につきその委員名を不開示とした場合、委員の数が多いことから、いかなる発言がどの委員によるものかを特定することは容易ではない。また、その構成員は特定の地域の医師に限定されないことから、直接的な抗議や誹謗中傷にさらされる可能性が高いとまではいえない。

それに対し、審査請求人に係る生駒市予防接種健康被害調査委員会は、委員の数が5名、しかも1名は生駒市の職員であることから医師は4名である（委員名は委員長並びにA委員、B委員、C委員及びD委員と記載されている。）。さらには各委員の役職名及び氏名も生駒市の情報公開請求制度によって開示されていることから、たとえ各発言につきその発言者名が議事録に具体的に記載されていないとしても、発言内容を全て開示すれば、いかなる発言がどの委員によるものかを特定し得ることになり、結果として各委員の発言につき、その委員名とともにその発言の内容をも開示するのと同様の状況を生む可能性がある。また、発言者の特定に至った場合に、奈良県下の医師である生駒市予防接種健康被害調査委員会委員の場合は、厚生労働省の疾病・障害認定審査会の委員と比較すると直接的な抗議や誹謗中傷にさらされる可能性が高い。

そうすると、上記2で述べたとおり、生駒市予防接種健康被害調査委員会の各委員が、開示を受けた者から受忍限度を超える不満や抗議等の声を受けることや、SNS等を介して誹謗中傷にさらされることを危惧し、率直な発言を躊躇し、その結果、適切な調査・審議ができなくなるおそれがあるから、各委員の発言内容は個人情報保護法第78条第1項第6号に定める不開示情報に当たると解するのが相当である。

- 4 なお、審査請求人は、開示された情報について委員に対して抗議等を行い、あるいはSNS等を介して委員を誹謗中傷する等の行為をしない旨を述べており、また、審査請求人のその他主張についても、心情的に酌むべき点はある。

しかしながら、個人情報保護法に基づく自己情報の開示は、審査請求人の個別の事情ないし意向を考慮することなく、法律に基づき、広く一般的ないし統一的にされなければならない。

そうすると、今後、本件行政文書に記録されている情報と同様のそれを開示すると、開示を受けた者の中には、開示された情報について委員に対して受忍限度を超える抗議等を行い、あるいは SNS 等を介して委員を誹謗中傷する等の行為をする者が現れることが否定できないから、本件行政文書を開示しないとした市長の判断もやむを得ないと言わざるを得ない。

よって、その余の点について判断するまでもなく、本件処分に違法又は不当があるとはできない。

5 以上のとおりであるから、当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

なお、審査請求人は、「(生駒市で) 救済制度を申請されている方で(生駒市予防接種健康被害調査委員会の議事録を) 開示された方がいる。」と主張するが、生駒市は、当審査会の職権による質問に対し、議事録の全部を開示した例は存在しないと回答している。

第5 審査会の審査経過

当審査会の審査経緯は、次のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年9月27日	・市長からの諮問(生健第360号)を受けた。
令和6年10月22日	・市長から弁明書の写しの提出を受けた。
令和6年11月12日 (第185回審査会)	・審議を行った。
令和6年12月10日 (第186回審査会)	・審議を行った。

令和 7 年 1 月 7 日 (第 187 回審査会)	・ 審議を行った。
令和 7 年 1 月 14 日 (第 188 回審査会)	・ 審議を行った。
令和 7 年 2 月 7 日 (第 189 回審査会)	・ 審議を行った。
令和 7 年 2 月 21 日 (第 190 回審査会)	・ 審議を行い、答申を決定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属・団 体 名	備 考
かな たに しげ き 金 谷 重 樹	摂南大学名誉教授	会 長
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学教授	会長職務代理者
ふく つか か え 福 塚 圭 恵	弁護士	
むら なか よう すけ 村 中 洋 介	近畿大学准教授	
むら おか ゆう こ 村 岡 悠 子	弁護士	